

# 特記仕様書

今般、橋加圧ポンプ場整備工事詳細設計業務に当たって、次の諸事項を遵守するものとする。

1. 本業務の名称は、『橋加圧ポンプ場整備工事詳細設計業務』と称する。

2. 履行期限

自 契約締結日の翌日

至 令和 9年 2月 15日

総 則

3. 受注者は、頭書の履行期限迄に頭書の委託業務を完了しなければならない。

4. 受注者がなすべき委託業務の内容は次の通りである。

## 測量業務

- ① 4級基準点測量 N=2点
- ② 現地測量 A=3000 m<sup>2</sup> (150m×20m)
- ③ 詳細横断測量 L=40m (10m×4本)
- ④ 仮BM設置測量 L=200m

## 設計業務 (対象水量 3225 m<sup>3</sup>/日)

- ① ポンプ室 1式
- ② 場内配管・場内整備 1式
- ③ 電気計装設備工事 1式
- ④ ポンプの選定 1式

注1)

ポンプ室の仕様および形状については、協議により決定する。決定した内容について所管行政庁との協議の結果、建築確認が必要となる場合については、申請に関する業務を変更対象とする。

注2)

ポンプの能力は、計画流量および全揚程に基づき、配管損失、利用条件および設置環境を考慮のうえ算定し、必要能力を満足する機種を選定すること。なお、運転変動および将来の使用条件を見込み、適切な余裕を確保すること。

5. 受注者が作成し納入する成果報告書は2部とする。

6. 特別の定めのない限り業務委託料には、次の経費を含まないものとする。

- (1) 委員会、議会の説明等の為に発注者の要請に基づく出張

7. 受注者は、この契約によって生じる権利又は、義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

但し、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

8. 設計業務の成果品の著作権は、全て発注者に帰すものとする。
9. 受注者は発注者に提出した図面、資料に依って知り得た事項及び設計業務に依って知り得た一切の事項を部外に漏らしてはならない。
10. 発注者は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。  
この場合に於いて、業務委託料及び履行期限を変更する必要がある時は、協議の上書面に依りこれを定める。
11. 前項の場合に於いて、事業の変更又は中止等により既に行った作業が不要になった時は、受注者がこれまでに要した経費については、発注者に請求できるものとする。

#### 期 限 の 延 長

12. 受注者は、其の責に帰することが出来ない事由により履行期限迄に委託業務を完了することが出来ないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。但し、その延長日数は協議して定める。

#### 検 査 及 び 引 渡 し

13. 受注者は、委託業務を完了した時は遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出の上、甲の検査合格後当該目的物を引渡すものとする。

#### 契 約 外 の 事 項

14. 契約に定めてない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議してこれを定めるものとする。